

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人によると、請求人は、昭和43年4月から平成28年3月までの間、型枠工、土木工として各現場にて騒音作業に従事していたという。
- 2 請求人は、平成30年1月16日、A医療機関に受診し、「騒音性難聴、耳鳴症（以下「本件疾病」という。）」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、騒音ばく露を受けたため耳に障害が残ったとして、療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月8日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 騒音ばく露業務の従事期間について見ると、請求人は、型枠工あるいは土木工として平成14年から平成28年までの約14年間、著しい騒音にばく露される業務に従事しており、認定基準に示された「著しい騒音にばく露される業務に長期間引き続き従事した後に発生したものである。」との要件は認められる。

(2) 次に、本件疾病が認定基準に示された騒音性難聴に該当するか検討する。

ア B医師は障害補償給付請求書とともに提出された平成30年1月21日付け診断書において、「両耳内所見は鼓膜を含めて異常所見はない。純音聴力検査では、平均4分法で、右耳55dB、左耳53.8dBの両感音性難聴を示している。殊に高音域が70～80dBでこれによる耳鳴りを自覚しているものと考えられる。年齢的に見ても難聴と耳鳴りが大きく進行しており、長年の騒音ばく露による内耳障害に起因した症状の増悪、進行と考えて矛盾ないと認められる。よって、騒音性難聴・耳鳴症と診断する。」と述べ、さらに、同医師は同年3月5日付け意見書において、「オージオグラムから見て、両側とも聴力障害が低音域よりも3000Hz以上の高音域において認められる。耳鏡検査にて両側とも外耳道、鼓膜、中耳所見に異常は認めない。チンパノメトリー検査にて、鼓膜の可動性、耳管機能の正常である。」と述べている。

イ これに対して、C医師は、同年9月11日監督署受付意見書及び医療機関調査票において、「オージオグラムにおいて、感音難聴の特徴を示す。低音域もスケールアウトで聴力障害が高音域において大とは言えない。診察時の応答、ABRの閾値とオージオグラムに明らかに解離があり、機能性難聴の可能性が高いと考える。チンパノメトリーの型は右耳はC1型、左耳はA型であり、ABRの結果は両耳60～70dBまでV波を認める。」と述べて騒音性難聴について否定している。

ウ 請求人が新たに提出したD医療機関E医師は、令和元年8月22日付けの診断書において、「両感音難聴」と診断し、「純音聴力検査(6分法)で右68.3dB、左71.7dBであり、わずかに高音漸減型で、チンパノメトリ

一検査にて両側A型であった」と述べ、騒音性難聴との診断は行っていない。

- (3) そこで、改めて医学的所見及び検査結果を踏まえ検討すると、C医師が3回の聴力検査を行った上で「オーディオグラムで聴力障害が高音域において大とは言えない。」とした見解は妥当であり、E医師もわずかに高音漸減型と所見しており、請求人の本件疾病は、「純音聴力検査の結果、オーディオグラムにおいて聴力障害が低音域より3000Hz以上の高音域において大であること」との騒音性難聴の認定要件は満たしていないこととなる。

また、C医師は、ABRの閾値とオーディオグラムに解離があることを踏まえ、機能性難聴の可能性について示唆しているところであり、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由による疾病とは認められない。

- (4) なお、請求人は、受診命令に基づく検査についても縷々申し立てているが、検査実施については、決定書理由に説示のとおり審査官がC医師に確認しており、当該検査結果データは適正なものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月5日